

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

第1条関係改正案	現 行
<p>(期末手当) 第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(期末手当) 第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の110</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

第2条関係改正案	第1条関係改正後
<p>(期末手当) 第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>(期末手当) 第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第19条第2項において「特定幹部職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略</p>

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第3条関係)

第3条関係改正案	現 行
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第4条関係)

第4条関係改正案	第3条関係改正後
<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第</p>	<p>(特定任期付職員の給与条例の適用除外等) 第9条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第7条第3項、第9条の2の2、第15条の2第1項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年前橋市条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第7条第3項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))と、給与条例第9条の2の2中「医療職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項の特定任期付職員給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第</p>

15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

15条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員及び特定任期付職員」と、給与条例第16条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。